

大阪で いちばん きれいな まち「くまとり」をめざして

# 美しいまちづくり

## 推進基本計画



平成 26 年 3 月改定  
(平成 22 年 2 月策定)

熊取町



— 目 次 —

第1章	『美しいまちづくり推進基本計画』策定の背景と目的	1
1.	『基本計画』策定の背景	1
2.	『基本計画』策定の目的	1
第2章	基本事項	2
1.	計画の基本姿勢	2
2.	期 間	2
3.	位置づけ	2
第3章	基本計画における役割と目標	4
1.	各主体の役割と目標	4
(1)	町民等の役割と目標	4
(2)	事業者の役割と目標	4
(3)	空き家及び空き地の所有者等の役割と目標	4
(4)	犬の飼い主等の役割と目標	4
(5)	町の役割と目標	5
2.	町が取り組む事項	5
(1)	町民等及び事業者に対する環境美化の啓発及び教育に関する事項	6
(2)	町民等及び事業者が行う美化活動に対して町が行う支援に関する事項	6
(3)	飼い主等に対する犬のふんの適正処理に係る啓発に関する事項	6
(4)	町民等、事業者及び他の行政機関との連携に関する事項	6
(5)	美化重点地域（駅周辺）における町の取組に関する事項	7
(6)	路上喫煙禁止区域における取組に関する事項	7
(7)	空き家・空き地の適正な管理に関する事項	7
3.	その他の事業	7
(1)	ごみの不法投棄対策に関する事項	7
(2)	不法屋外広告物対策に関する事項	7
(3)	落書き対策に関する事項	7
第4章	管理体制	8
1.	推進及び点検体制	8
(1)	町民等・事業者・関係機関による組織の設置	8
(2)	庁内推進体制の整備	8
2.	進行管理	8
(1)	検討	8
(2)	実施状況の進行管理と見直し	8
(3)	実施状況の公表	8



# 大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」をめざして

## 第1章 『美しいまちづくり推進基本計画』策定の背景と目的

### 1. 『基本計画』策定の背景

近年、コンビニエンスストアやファーストフード店の進出などで町内における飲食スタイルも変化し、飲食物を購入した人が公共の場所等で飲食し、そのまま容器を放置したり置き去りにするいわゆる「ポイ捨て」の行為や犬のふんの放置等の環境美化に対する何気無いマナーの悪さが伺えます。

そのため、本町ではあらゆる機会を通じて環境美化の啓発活動や住民皆様の各種団体による美化清掃活動等に取り組んでいただいておりますが、まだまだ、歩道などに散らばる空き缶などのポイ捨て、飼い犬のふん、放置自転車や不法屋外広告物・ビラ等で、町の美観が損なわれています。

熊取町では、既に、まち全域がより美しくみどり豊かなまちを目指して「美しいまちづくり条例」（以下『条例』という。）が定められ、特に駅前における「美化重点地域」の設置など美化に対する意識啓発に努めているところです。

また、平成21年3月に策定された熊取町第3次総合計画では、まちの将来像として、みんなが主役「やすらぎと健康文化のまち」をめざして新たにスタートしたところであり、今まで以上に本町を訪れる皆さんを温かく迎えるために、みんなが主役となれるよう、「協働」による環境美化活動に取り組み、散乱ごみ等のないきれいな魅力あふれるまちづくりが必要とされております。

近年、駅周辺などで路上喫煙による危険性・受動喫煙、吸い殻のポイ捨て等が社会問題化しています。また、空き地の繁茂した草木やごみ等が近隣住宅等へ影響を与え、解決に苦慮する事案がでてきました。さらに、少子高齢化や核家族化などにより、全国的に老朽化等に伴う危険空き家への対策を図っていることから、将来起こり得る事態に備える必要性がでてきております。

### 2. 『基本計画』策定の目的

熊取町の美しいまちづくり条例の第1条には「まちの環境の美化の促進と美観の保護を図り、もって美しいまちづくりを推進する」と目的が謳われており、また、第3条第2項では、「施策を効果的かつ継続的に実施するため、美しいまちづくり推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。」ことが規定されています。

条例第3条から第19条に定められている事項を整理し、町が実施する目標として基本事項7項目とその詳細内容として位置づける推進事項20項目を定め、それぞれの対策について方向性を示すため、基本計画を策定し、町内全域で空き缶のポイ捨てや不法投棄、不法屋外広告物・ビラ等で景観を損なう状況をなくすなど、町民が主役となり、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」をめざして、一人ひとりが本町で暮らす誇りと自覚を持ち、自ら率先して自発的に行動を起こす気運を醸成し、出来るところから始める事とこれまで実施してきた施策を横断的、効率的に推進して大きな広がりや輪をもって、町民等、事業者、行政の協働により美しいまちづくり条例の理念を具体の行動に移し、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」をめざして、美化活動に取り組むことを目的とします。

※ 「町民等」とは、町内に居住し、若しくは滞在し、又は町内を通過する人をいいます。

※ 「事業者」とは、町内において事業活動を行う者をいいます。

※ 大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」とは、協働により、町並みから散乱ゴミを無くすことを念頭に「くまとり」らしく、景観に配慮した色彩やサインにも気を配り、美しいまちづくりを進めます。

## 第2章 基本事項

### 1. 計画の基本姿勢

この計画は、基本的方向を示す条例に基づき、町民等・事業者・行政が協働して効果的・継続的に取り組む美化活動を更に充実させるための基本計画であります。

活動の重点的取り組み事項の指針を明示するとともに、行政の役割として掲げた基本事項7項目と推進事項20項目における種々の事業・施策の着実な推進により、景観を損なう状況をなくし、持続可能で「ポイ捨てのない」「清掃がいきとどいた」「花一杯」の美しいまち「くまどり」の実現に向け、後世に継承できる運動として取り組んで参ります。

### 2. 期 間

この基本計画の期間は概ね10年を計画期間と定めますが、事業・施策を推進する中で、成果と課題を整理して、その都度見直しを行い、次の計画に反映させます。

### 3. 位置づけ

この基本計画は、条例第3条第2項に基づく計画であり、条例第4条～第19条で定められている環境美化推進の条項をさらに充実させる基本事項と推進事項を定めた計画であります。

#### ●熊取町「美しいまちづくり条例」抜粋

(町長の責務)

第3条 町長は、この条例の目的を達成するために、環境の美化を促進するための必要な施策（以下「施策」という。）を実施しなければならない。

2 町長は、施策を効果的かつ継続的に実施するため、美しいまちづくり推進基本計画を策定する。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、自主的な環境の美化の促進及び町が実施する施策への協力に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって美観が損なわれることのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(町民等の意識の啓発)

第6条 町長は、環境の美化を促進するため、町民等及び事業者の美化意識の啓発に努めなければならない。

(美化活動の助成)

第7条 町長は、施策の推進を図るために必要があると認めるときは、環境の美化活動を行っている団体に対して、必要な助成をすることができる。

(関係機関への要請)

第8条 町長は、道路、河川、水路、ため池その他の公共の場所において、ごみ等の散乱により美観が損なわれているときは、当該公共の場所の管理者又は関係機関に対して、ごみ等の回収その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

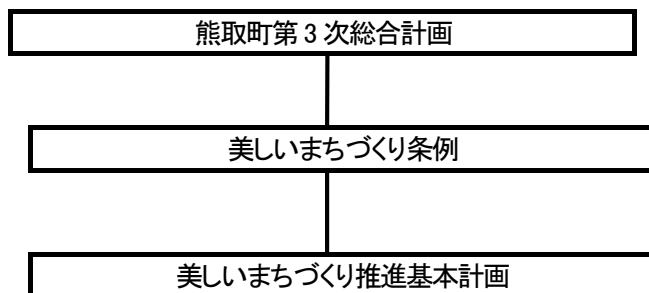
(美化重点地域の指定)

第9条 町長は、特に環境の美化を図る地域を美化重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

2 町長は、重点地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

- 3 町長は、重点地域において、環境の美化を推進するための施策を、積極的に行うものとする。  
(ポイ捨て禁止)
- 第10条 何人も、道路、広場、公園、河川、水路、ため池その他の公共の場所において、ごみ等のポイ捨てをしてはならない。
- 2 何人も、空き家又は空き地に、ごみ等のポイ捨てをしてはならない。  
(飼い犬のふんの処理)
- 第11条 何人も、飼い犬を散歩させたときに排出されたふんは、適切な処理をしなければならない。  
(落書き行為の禁止)
- 第12条 何人も、落書き行為をしてはならない。  
(広告宣伝行為の原則)
- 第13条 何人も、土地、建物、構造物又は電柱等の所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の許可を受けずに看板、はり紙等を掲出してはならない。
- 2 町長は、屋外において広告物により広告宣伝行為を行う者に対し、関係機関と協力し、必要な指導をしなければならない。  
(印刷物等配布者の清掃義務)
- 第14条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他のもの(以下「印刷物等」という。)を公衆に配布した者又は配布させた者は、その場所及び周辺に当該印刷物等が散乱した場合には、速やかに当該印刷物等を清掃しなければならない。  
(路上喫煙禁止区域の指定)
- 第15条 町長は、必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。
- 2 町長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又は取り消すことができる。
- 3 町長は、前2項の規定により路上喫煙禁止区域を指定し、変更し、又は取り消したときは、その旨を告示しなければならない。  
(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)
- 第16条 何人も、路上喫煙禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。  
(空き家及び空き地の管理)
- 第17条 空き家及び空き地(以下「空き家等」という。)の所有者等は、その空き家等に繁茂した樹木、枯草又は投棄されたごみ等により、美観が損なわれ、又は近隣住民の生活環境が阻害されているときは、これを除去するとともに、不法投棄の誘発、犯罪、災害、病虫害の発生、交通上の支障を未然に防止する措置を講じる等常に適正に管理しなければならない。  
(公共施設の緑化)
- 第18条 町長は、公共施設に樹木、花等の植栽を積極的に行い、緑化の推進に努めなければならない。  
(宅地の緑化)
- 第19条 宅地の所有者等は、その宅地に樹木、花等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

### ○ 美しいまちづくり推進基本計画の位置付け



## 第3章 基本計画における役割と目標

### 1. 各主体の役割と目標

この基本計画では、条例に規定する各主体がそれぞれの責務に基づく役割を明確にするとともに、本町が、住み良いまちとなるよう行政のみならず町民等・事業者それぞれの役割と責任を自覚し、美化活動の輪を広げて行くための取り組むべき美化活動の基本的な方向性を示しました。

ごみの散乱やポイ捨て等を防止するには、町民等・事業者・行政の各々が、個々の立場で役割を分担しながら協働して総合的に取り組む必要があります。

たばこの吸殻や空き缶のポイ捨て等の散乱ごみの回収、道路、公園等の清掃、除草、草刈り、飼い犬のふん処理、不法屋外広告物・ビラ・張り紙の除去や放置自転車の撤去、また、空地の植栽等により景観を損なう状況をなくし「ポイ捨てのない」「清掃がいきとどいた」美しいまち「くまとり」を推進するために町・町民等・事業者・土地所有者等・(犬の) 飼い主等の各主体が役割と目標を持ち、環境美化を推進するための取り組み目標を示しております。

#### (1) 町民等の役割と目標

- ① 町民等は、ごみの分け方出し方（マニュアル）に定められたごみの出す日を守り、ごみの減量とリサイクル、分別の徹底をはかるなど地域の美化を意識した行動に努める。
- ② 町民等は、地域の美化活動に積極的に参加すること等により、美しいまち「くまとり」の推進に努める。
- ③ 屋外で喫煙するときは、条例を踏まえ、路上喫煙禁止区域においては喫煙してはならない、また、その他の区域では、設置された吸殻入れや携帯用吸殻入れを利用し、ポイ捨ての防止に努める。
- ④ 公共の場所での飲食については、発生した飲食物容器や食べ残しは必ず持ち帰る。また、飲食後の喫煙については、吸殻入れが設置されているところで喫煙するか携帯用吸殻入れを利用する。

##### 【目 標】

- 喫煙者は定められた場所以外での喫煙は行わない等、喫煙マナーを遵守する。
- 自宅の門前や玄関口などの清掃を行う。

#### (2) 事業者の役割と目標

- ① 事業者は、事業所周辺及び当該事業活動を行う地域の美化や従業員への啓発及び教育に努める。
- ② 飲食物等でポイ捨てされる恐れのある商品を取扱う事業者は、ポイ捨てによるごみの散乱防止の啓発をその消費者に促しポイ捨ての防止に努める。
- ③ 容器に収納された飲食物等を取扱う事業者は、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の十分な周知と販売場所（自動販売機を含む）において回収容器の設置及び適正管理を行い、回収した容器の再資源化に協力する。

##### 【目 標】

- 事業所周辺の美化活動を積極的に実施する。
- 容器に収納された飲食物等の販売及び自動販売機設置事業者は回収容器の設置と回収物の適正管理を行う。

#### (3) 空き家及び空き地の所有者等の役割と目標

- ① 空き家及び空き地の所有者等は、その管理する建物や工作物及び空き地の適正管理に努める。

##### 【目 標】

- 空き家等及び空き地の所有者等は、常に適正に管理する。

#### (4) 犬の飼い主等の役割と目標

- ① 犬の飼い主等は、散歩の際等は、犬のふんを処理するための用具を携帯し、適正に処理をする。

##### 【目 標】

- 犬の飼い主等はふんを持ち帰るなど、地域で自主的な活動を推進する。



## (5) 町の役割と目標

- ① 公共の場所等で、ポイ捨てなどのごみの散乱及び犬のふんの放置を防止するため、必要な施策を総合的・計画的に実施する。また、町管理地においては、適正な管理を行う。
- ② 公共施設における喫煙行為については適正な措置を講じる。

**※ 町の役割と目標については、別に定める環境美化の推進に関する種々の取り組み事項を提示し、総合的・計画的に進行管理します。**

## 2. 町が取り組む事項

条例の目的である美しいまちづくりを実現させるため、美しいまち「くまとり」をめざし、快適な生活環境を確保するため、基本事項7項目と推進事項20項目に基づいて、町民等への美化意識の啓発や各主体における自主的な美化活動の支援等、次の事業・施策を展開する。

### ○ 基本事項7項目と推進事項20項目

基本事項	推 進 事 項
(1) 町民等及び事業者に対する環境美化の啓発及び教育に関する事項	① 広報「くまとり」、町ホームページ等を活用した美化意識の啓発 ② 計画的なキャンペーン活動の実施 ③ 環境美化活動を実施する団体の紹介 ④ 美化推進モデル地区の指定 ⑤ 小学校の環境美化教育の実施 ⑥ 町民を対象とした環境美化学習の推進
(2) 町民等及び事業者が行う美化活動に対して町が行う支援に関する事項	① 自治会、ボランティア団体等、自主的に環境美化活動を実施する団体に対するごみの収集等の支援 ② 環境美化に寄与していると認める団体の表彰 ③ アドプトプログラムの活性化
(3) 飼い主等に対する犬のふんの適正処理に係る啓発に関する事項	① 広報「くまとり」、町ホームページ等を活用した美化意識の啓発 ② 地域自治会等における啓発活動の推進
(4) 町民等、事業者及び他の行政機関との連携に関する事項	① 庁内における推進組織及び協力体制の構築 ② 町民等・事業者・行政による協働体制の推進
(5) 美化重点地域（駅周辺）における町の取組に関する事項	① 美化重点地域の清掃活動の実施 ② 重点的な啓発キャンペーン活動の実施
(6) 路上喫煙禁止区域における町の取組に関する事項	① 広報「くまとり」、町ホームページ、facebook等を活用した美化意識の啓発 ② 計画的なキャンペーン活動・パトロールの実施 ③ 環境美化活動の実施
(7) 空き家・空き地の適正な管理の取組に関する事項	① 広報「くまとり」、町ホームページ等を活用した適正管理の周知 ② パトロールの実施等による適切な指導

## (1) 町民等及び事業者に対する環境美化の啓発及び教育に関する事項

- ① 広報「くまとり」、町ホームページ、facebook への記事掲載等、メディア媒体を効果的に活用し広域的な啓発を実施します。また、条例の周知とともに地域で活動する個人や団体等にも注目し機会を捉えてその活動内容を紹介します。
- ② 美化強調月間や河川愛護月間、及び道路ふれあい月間での地域の計画的なキャンペーン活動やアドプト・ロード、アドプト・リバー、地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>、リフレッシュリバー、山の日などのイベントを広く住民に知らせ、大勢の住民に参加してもらえるイベントを実施します。
- ③ 地域で清掃活動や環境に関する活動をされているボランティアや団体の情報などを収集し、可能な限り情報提供に努めます。
- ④ 地域の自治会やボランティア、各種団体で実施される環境美化活動で、特にきれいになった地域については、モデル地区として指定します。
- ⑤ 教育については、小学校の副読本「わたしたちの熊取町」による、3年、4年を中心に、環境美化に関する授業をカリキュラムに組み込み、各小学校において、町職員による出前講座でのごみの出し方や環境センターの見学など、小学校での環境美化教育の支援を行います。
- ⑥ 平成21年度に導入した指定袋制とプラスチック製容器包装のリサイクルに向けて、希望する地区の町民を対象とした出前講座を開催し、環境美化学習の推進に努めた。今後においても、環境美化教育に関する地域からの要望に、対応します。

## (2) 町民等及び事業者が行う美化活動に対して町が行う支援に関する事項

- ① 自治会、ボランティア団体等、自主的に環境美化活動を実施する団体に対しては、ごみ袋の支給や、回収されたごみ収集等の支援を行います。また、毎年、秋に実施している「河川クリーンアップ作戦」は毎回多くの住民や学校・事業所の参加をいただいております。今後も町民等が気軽に地域の環境美化活動に参加できる機会づくりを推進します。
- ② 今後、新たに環境美化に寄与していると認める団体の表彰制度を創設し、町の環境美化に貢献のあった個人、団体を表彰する制度を設置させていただきます。(環境美化表彰規定の策定)
- ③ 本町には、岸和田土木事務所のアドプトプログラムに登録されている団体、アドプト・ロードが6団体、アドプト・リバーが2団体、地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>、それ以外にはNPO団体 や住民ボランティア団体などが美化活動を活発に実施されており、これらの団体の環境に対する意識の 向上と団体の活性化を支援します。  
また、平成25年度から、わがまち熊取町の道路を住民、事業所等の協力を得て、「くまとりアドプト・ロード・プログラム」をスタートさせ、15団体が各地域で清掃活動を実施されており、これらの活動に支援します。

## (3) 飼い主等に対する犬のふんの適正処理に係る啓発に関する事項

- ① 広報「くまとり」、町ホームページへの記事掲載等、メディア媒体を効果的に活用し広域的な啓発を実施します。
- ② 犬のふんの放置防止に関する啓発看板やポスター、回覧などを必要に応じて地域自治会等に配布します。

## (4) 町民等、事業者及び他の行政機関との連携に関する事項

- ① この基本計画を効果的に推進するため、行政内部の体制を整備するとともに、町民等、事業者、行政の協働による取り組みとするため、三者協働の組織づくりを進めます。
- ② この基本計画を全町的な取り組みとして推進するためには、町民等・事業者・清掃活動団体や自治会、関係機関の協力が不可欠であり、町民等・事業者・各関係団体等の代表者で構成される『「くまとり」美しいまちづくり推進委員会』を設置し、団体の活動内容や手法を紹介し、施設の植栽管理

や提案等、日頃の活動から感じられている課題や問題点を相互に交換して頂き情報の共有等、協働体制の確立を目指します。

#### (5) 美化重点地域（駅周辺）における町の取組に関する事項

- ① 地域の魅力づくりプロジェクト＜熊取＞を中心に熊取駅前広場や駅周辺地域の環境美化活動への協力体制の構築をめざします。
- ② 美化強調月間や河川愛護月間、及び道路ふれあい月間に合わせて啓発キャンペーンを実施するほか、美化重点地域のパトロールを強化し、重点的な啓発キャンペーン活動を実施します。

#### (6) 路上喫煙禁止区域における取組に関する事項

- ① 駅前周辺に指定した路上喫煙禁止区域において路上喫煙やポイ捨ての行為がされないように、広報紙をはじめホームページ、また、チラシの配布などにより、「おおさかでいちばんきれいなまちくまとり」をめざして取り組みます。
- ② 駅前において「路上喫煙禁止」や「ポイ捨て」に対するキャンペーン活動を実施し、広く住民に周知します。また、「美しいまちづくり条例」の趣旨に基づき、「路上喫煙」及び「ポイ捨て」の違反行為をさせないために、職員等によるパトロールを実施します。
- ③ 住民活動団体の協力を得て、路上喫煙禁止区域の美化活動を実施し、美化意識の向上に繋げていきます。

#### (7) 空き家・空き地の適正な管理に関する事項

- ① 広報「くまとり」、町ホームページへの記事掲載等を効果的に活用し、空き家等の適正管理にむけた周知に取り組みます。
- ② 空き地や空き家の適正な管理のためのパトロールを実施します。また、必要に応じて条例に基づき指導等を実施します。

### 3. その他の事業

この基本計画では、基本事項・推進事項に加えて、快適な生活環境の保全のために次の事項についても事業を展開します。

#### (1) ごみの不法投棄対策に関する事項

- ① 日常的なパトロールに加え、町内を5つに分けて、美しいまちづくり推進課を5つのグループに分け、それぞれのグループが1地区の担当となり町全域のパトロール強化を行います。また、監視カメラによる監視体制や警察等関係部署との連携により不法投棄の抑止に努めます。

#### (2) 違法屋外広告物対策に関する事項

- ① 職員による日常的なパトロールの強化に加え、関係部局の協力を得、撤去活動や、掲出者への指導を行います。
- ② 張り紙や立看板等の簡易物除去は、シルバー人材センターに委託していますが、今後においても委託は続けるものの、自治会、町民等、事業者、行政が協働体制で取り組んでいきます。

#### (3) 落書き対策に関する事項

- ① まちの美観を損ねる落書きについては、広報「くまとり」、町ホームページへの記事掲載等、メディア媒体を効果的に活用し広域的な啓発を実施するとともに、施設管理者への消去要請をします。
- ② 町民等と消去活動が出来るよう効果的な防止対策や町民等との協働による消去活動の手法等の調査や研究を行います。

## 第4章 管理体制

### 1. 推進及び点検体制

基本計画に基づき町民等・事業者とのパートナーシップを基本に、たばこの吸殻や空き缶のポイ捨て等の散乱ごみの回収、道路、公園等の清掃、除草、草刈り、飼い犬のふん処理、違法屋外広告物・ビラ・張り紙の除去や放置自転車の撤去、また、フラワーポットの設置等により景観を損なう状況をなくし「ポイ捨てのない」「清掃がいきとどいた」美しいまち「くまとり」をめざします。

この基本計画を効果的に推進するため、行政内部の体制を整備するとともに、町民等、事業者、行政の協働による取り組みとするため、三者協働の組織づくりを進めます。

#### (1) 町民等・事業者・関係機関による組織の設置

この基本計画を全町的な取り組みとして推進するためには、町民等・事業者・美化活動団体や自治会、関係機関の協力が不可欠であり、各団体等の代表者で構成される『「くまとり」美しいまちづくり推進委員会』を設置し、基本計画に基づく進行管理・施策の管理や提案をしていただきます。

#### (2) 庁内推進体制の整備

行政では、各施設を管理する関係課で組織する「美しいまちづくり連絡協議会」を立ち上げ、推進委員会からの提案内容を協議検討し、全庁的に連携して、各施策を効率的に推進します。

### 2. 進行管理

#### (1) 検討

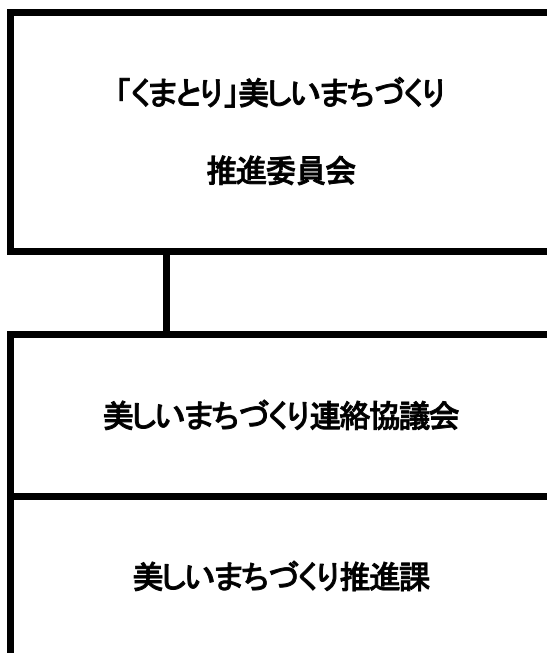
事業個別計画と内容などは推進委員会において提案され、連絡協議会で検討し、目標を設定します。

#### (2) 実施状況の進行管理と見直し

関係各課で組織する連絡協議会では、各課の関係事業の実施状況の進行管理を行い、必要に応じて基本計画や個別計画の見直しを行い、改正を行う。

#### (3) 実施状況の公表

この基本計画における各々の事業の実施状況については、広報「くまとり」やホームページ等で公表します。



・ 協働による事業の提案と進行管理

・ 施策の提案

・ 提案内容の協議検討

・ 施策の調整

・ 施策の実行

・ 新規施策の検討



## 美しいまちづくり推進基本計画

平成 26 年 3 月改定

熊取町住民部美しいまちづくり推進課

〒590-0495

大阪府泉南郡熊取町野田 1-1-1

電話 072-452-6094